





# 医療の現場から

## 府民のいのちと健康を守る府立病院に

新連載



**続出する 医療従事者の過労死**

今年に入ってから相次ぐ医療従事者の過労死報道は衝撃でした。日本看護協会による2009年の調査では、看護師の23人に1人が過労死ラインという働き方をさせられています。国立循環器病センターでは、月300

府立の病院でも、医療従事者の長時間過密労働は深刻な問題となっています。府立病院はもとも府立直営で運営されていますが、自治体のスリム化、アウトソーシング、赤字部門の切り捨てなど

**経営最優先に 変貌する府立病院**

事務部門をはじめとする委託の拡大や非常勤職員の多用も進められ、現在では約1100人もの非常勤職員が働いています。国家資格を有する専門職の非常勤職員も多く、正職員と同じ仕事を

**増加の一途をたどる 非常勤職員**

府立病院の医療現場の実態を連載で紹介していきます。

時間にもおよぶ36協定があることが報道で明らかになっています。同センターで2008年に公務災害と認定された看護師の過労死事件では月60時間が見守りの過労死ラインと認められています。

「病院経営」を理由に、人件費抑制などのコストカットが強行されてきました。

先日、府立病院機構は、労働契約法の改正にもつき、非常勤職員の無期転換について提案しました。今日の給料・労働条件では働き続けられないという声も出されています。病院を支援する非常勤職員の待遇改善と職員の長時間労働の是正は、緊急の待ったなしの課題です。

# 非常勤職員の待遇改善、職員の長時間労働是正は待ったなし

により、2006年に独立行政法人化されました。独立行政法人化後も「高度専門医療の提供と府域の医療水準の向上」を基本理念に掲げているが、あらゆる場面で「病院経営」を理由に、人件費抑制などのコストカットが強行されてきました。

# 憲法9条を変えて 「戦争する自衛隊」にしては行かぬ

1

新連載

## 「9条の壁」取り払おうとする安倍政権

### 「海外で戦争する国」への道

### なぜ9条改憲なのか？

### 9条は武力行使の防波堤

2017年5月3日(憲法記念日)、安倍首相は憲法改正の期限を「2020年施行」と区切り、9条1項、2項を残しつつ、自衛隊を明記する考えを表明しました。

これは災害支援等で「国民に役立つ自衛隊」を「戦争する自衛隊」に変えさせ、「海外で戦争する国」への道です。この9条改憲のねらいについて連載で検証していきます。

安倍首相は、なぜ9条の改憲を急ぐのでしょうか。それは現行憲法9条のもとでは、海外で無制限の武力行使ができないからです。

「海外で戦争する国」となるには、「戦争する自衛隊」を明記する考えを表明しました。

これは災害支援等で「国民に役立つ自衛隊」を「戦争する自衛隊」に変えさせ、「海外で戦争する国」への道です。この9条改憲のねらいについて連載で検証していきます。

安倍政権が成立させた戦争法(安保関連法)によって、自衛隊に武器使用を認める「駆けつけ警護」などの新任務が付与され、南スーダンへのPKO派遣が強化されました。しかし、南スーダンでは戦闘に巻き込まれかねない状態が続いており、憲法9条の

自衛隊(「軍隊」)が必要不可欠です。しかし、現行憲法9条はそれを許していません。

もつてはPKO法や自衛隊法にも反するとして、政府は自衛隊の撤退を決定せざるを得なくなり、また、まさに憲法9条が自衛隊の海外での武力行使を制限する大きな防波堤の役割を果たしている。

だからこそ、安倍首相は自衛隊を憲法に明記することで、まずは9条改悪を先行し、「9条の壁」を取り払おうとしているのです。

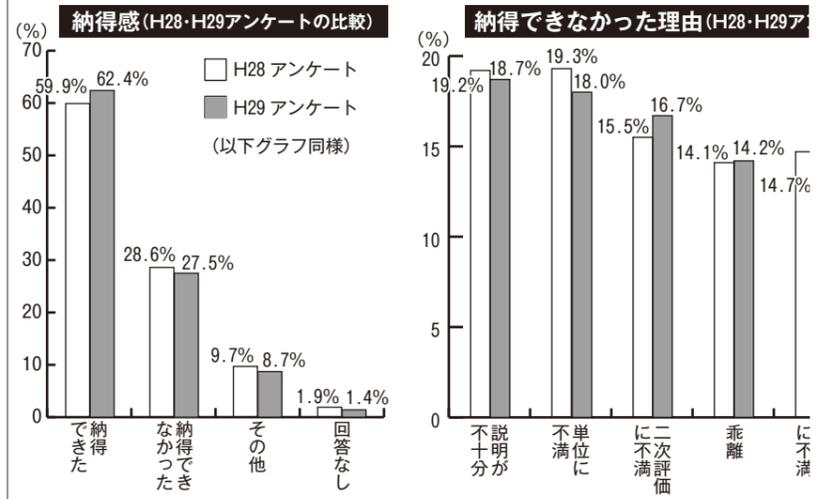
では、なぜ自衛隊の明記が武力行使に結びつくのか。次回に考えたいと思います。



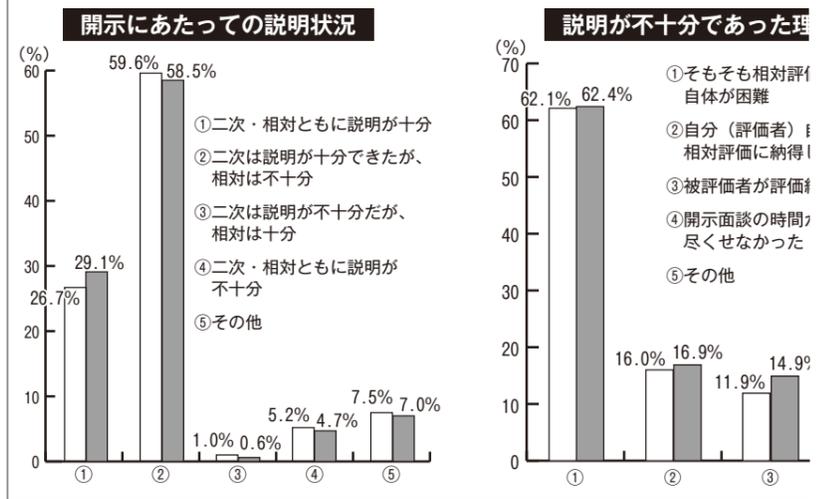
表① 平成28年度人事評価結果【絶対(二次)評価結果と相対評価結果の相関】

| 絶対  | 相対 | 第一区分 | 第二区分  | 第三区分  | 第四区分  | 第五区分 | 総計     | 割合     |
|-----|----|------|-------|-------|-------|------|--------|--------|
| S   |    | 24   |       |       |       |      | 24     | 0.3%   |
| A   |    | 460  | 1,355 | 489   |       |      | 2,304  | 27.2%  |
| B   |    | 1    | 332   | 4,498 | 871   | 314  | 6,016  | 71.0%  |
| C   |    |      |       |       |       | 92   | 92     | 1.1%   |
| D   |    |      |       |       |       | 36   | 36     | 0.4%   |
| 総人数 |    | 485  | 1,687 | 4,987 | 871   | 442  | 8,472  | 100.0% |
| 割合  |    | 5.7% | 19.9% | 58.9% | 10.3% | 5.2% | 100.0% |        |

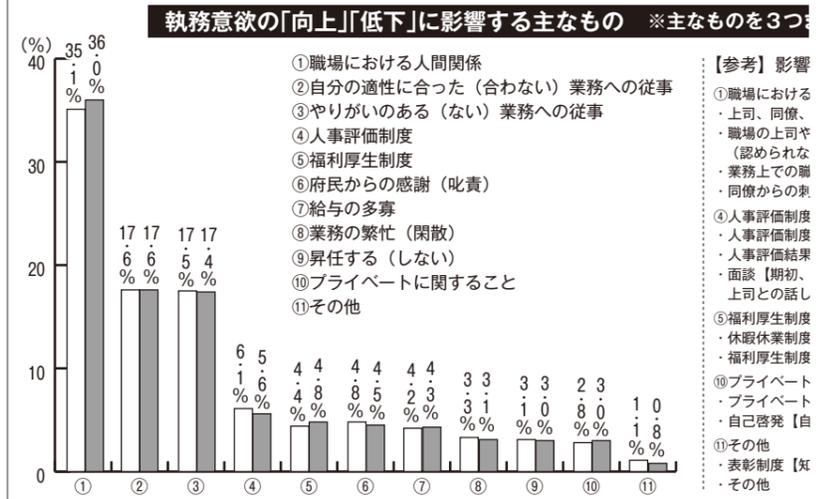
グラフ② 相対評価結果の納得感について



グラフ③ 開示面談の状況について (対象)二次評価者・相対評価者



グラフ④ 執務意欲に影響する要因について



グラフ⑤ 執務意欲と人事評価制度との関係について

